

尾張旭市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
令和4年度	人 83,986	千円 28,949,520	千円 1,194,090	千円 5,501,837	% 19.0	% 18.6

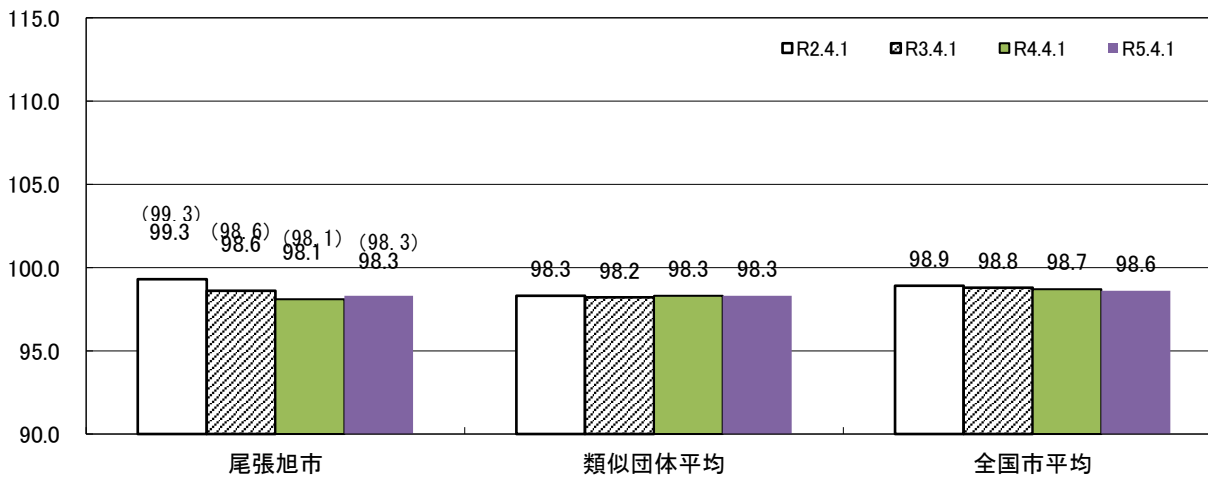
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和4年度	人 583	千円 1,839,096	千円 463,084	千円 788,804	千円 3,090,984

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
千円 5,302	千円 6,066

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数のことです。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げました。若年層については引下げはなく、高齢層については官民の給与差を考慮して、最大4%程度引下げを行いました。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。他の給料表について、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、尾張旭市においても6%を支給。
 （実施時期）見直し以前と同率のため、変更なし。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
尾張旭市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。また、55歳以上の職員に対して、昇給を停止する措置を実施しました（平成27年4月1日実施。）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾張旭市	41.3歳	317,680円	415,130円	370,036円
愛知県	41.4歳	320,829円	424,536円	373,578円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.6歳	310,260円	401,078円	356,435円

※ 「平均給与月額」には、時間外勤務手当等が含まれており、年度により臨時的、緊急的な業務の増減に影響されます。

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
尾張旭市	52.1歳	30人	265,313円	303,393円	291,969円	—	—	—	—
うち清掃職	50.6歳	12人	276,783円	323,745円	307,553円	廃棄物処理業 従業員	47.3歳	310,800円	1.04
その他	53.1歳	18人	255,200円	285,585円	278,333円	—	—	—	—
愛知県	52.3歳	175人	298,361円	356,839円	334,665円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	17人	321,114円	373,492円	352,981円	—	—	—	—

区分	(参考) 年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
尾張旭市	—	—	—
うち清掃職	5,531,600円	4,321,100円	1.28
その他	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成30～令和2年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		尾張旭市	愛知県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	196,300円	196,200円
	高校卒	170,900円	162,700円	166,600円
技能労務職	高校卒	179,600円	151,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,000円	—	397,483円	423,150円
	短大卒	258,850円	—	379,900円	388,700円
技能労務職	短大卒	—	—	—	349,400円
	中学卒	—	—	305,700円	—

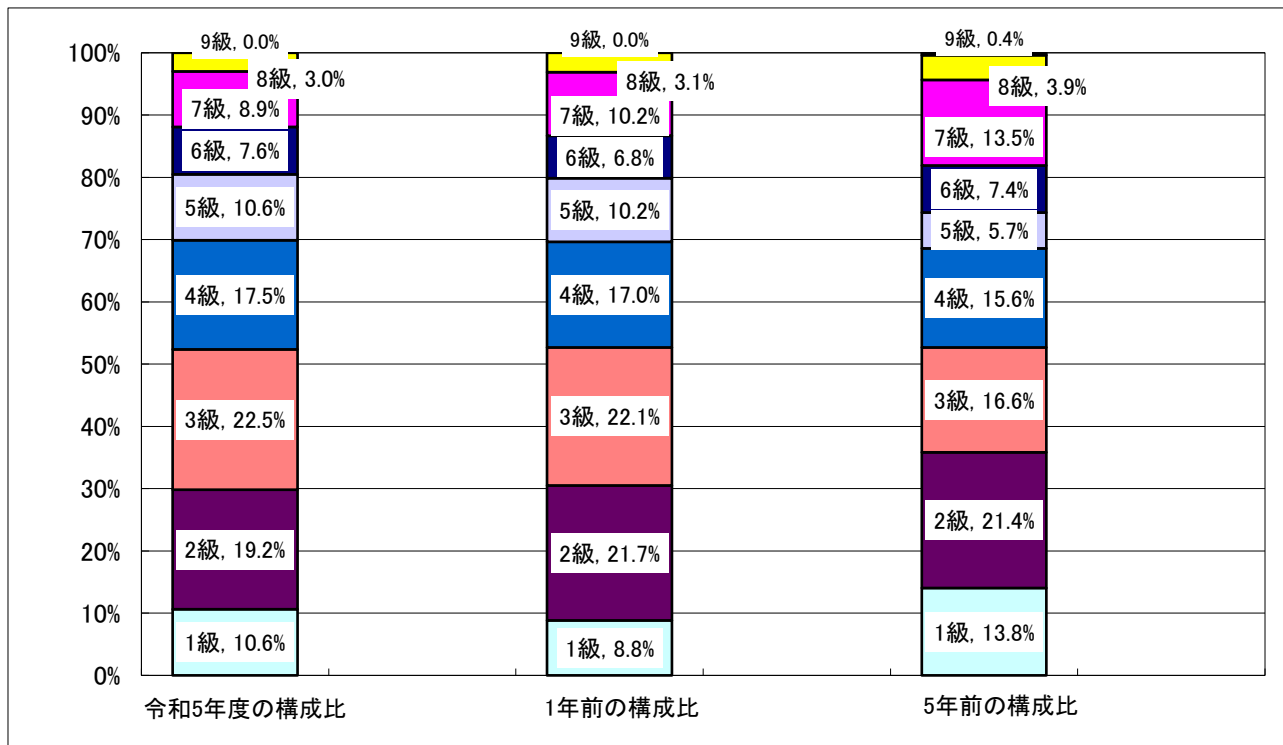
(注) 数値の記載がない部分は、該当者がいない場合です。

3 一般行政職の級別職員数の状況

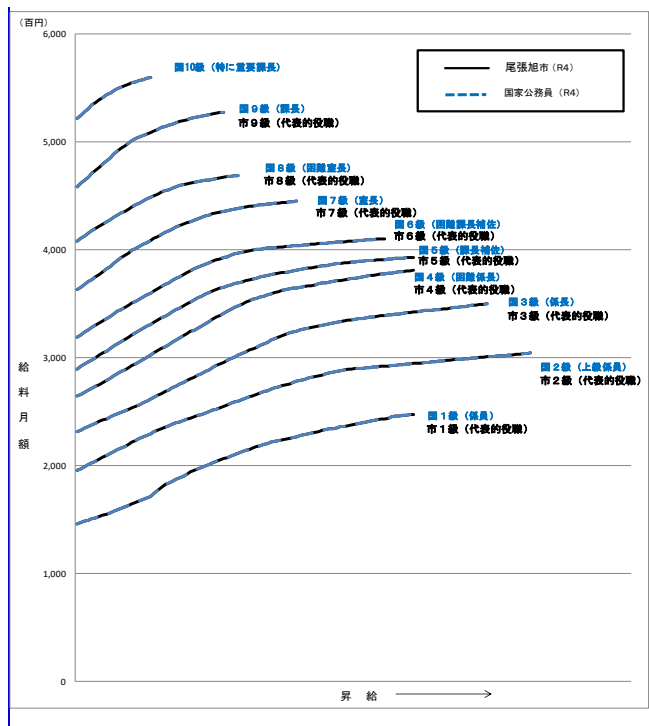
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	0人	0.0%	459,900円	528,900円
8級	部長・部次長	9人	3.0%	410,300円	470,000円
7級	課長・部次長	27人	8.9%	365,500円	446,200円
6級	課長・課長補佐	23人	7.6%	323,100円	411,300円
5級	課長補佐	32人	10.6%	295,400円	394,000円
4級	係長	53人	17.5%	271,600円	382,000円
3級	主査	68人	22.5%	240,900円	351,000円
2級	主事	58人	19.2%	208,000円	305,200円
1級	主事・主事補	32人	10.6%	162,100円	249,400円

- (注) 1 尾張旭市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（尾張旭市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾張旭市	愛知県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,523 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,738 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾張旭市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

尾張旭市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,189千円	19,863千円			

(注) 1人当たり平均支給額は、尾張旭市の退職手当事務を処理している愛知県市町村職員退職手当組合における前年度の退職者の平均支給額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	124,400 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	213,379 円
支給率	支給対象職員数
6%	583 人
	国の制度（支給率）
	6%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	9,104 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	130,057 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	12.2 %		
手当の種類（手当数）	5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税の徴収のため庁外において滞納整理に従事した職員	40千円	勤務1日につき300円
防疫手当	感染症（四類感染症を除く。以下同じ。）又は家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合において、感染症の患者若しくは疑似症患者の救護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理又は家畜伝染病の患畜若しくは疑似患畜に対する防疫作業に従事した職員	1千円	勤務1日につき500円
	新型コロナウイルス感染症に感染した者若しくはその疑いのある者の搬送若しくは移送に係る作業に従事した職員	3,559千円	勤務1日につき3,000円（搬送・移送する者の身体に接触等がある場合4,000円）
清掃手当	塵芥収集作業に従事した職員	2,671千円	勤務1日につき900円
消防出動手当	隊員として火災及び救急に出動した消防職員	3,705千円	火災出動1回につき500円 救急出動1回につき200円
行旅死亡人取扱い手当	行旅死亡人の死体処理に関する作業に従事した職員	0千円	1件につき2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	110,915 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	190 千円
支給実績（3年度決算）	120,843 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	211 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、課長補佐相当職以上にある職員 …49,600円～91,200円	—	—	94,557千円	745千円
扶養手当	配偶者…6,500円 子…10,000円 父母等…6,500円 扶養親族で16～22歳の子及び孫 …上記の額に5,000円を加算	同じ	—	55,727千円	250千円
住居手当	借家…28,000円 (最高支給限度額)	同じ	—	32,987千円	287千円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額…55,000円 交通用具(自動車等)利用者 住居から勤務場所まで経路距離に応じて支給 …2,000円～31,600円	同じ	—	23,576千円	51千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 …1時間当たりの給与額×125/100～150/100×時間数	—	—	5,231千円	109千円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	983,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	788,000円	1,061,000円 /	593,400円
報酬	議長	533,000円	885,000円 /	547,600円
	副議長	464,000円	737,000円 /	372,000円
	議員	426,000円	653,000円 /	294,000円
期末手当	市長	(令和4年度支給割合)		
	副市長	3.25月分		
退職手当	議長	(令和4年度支給割合)		
	副議長	3.25月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 39.2/100	18,496,128円	任期ごと
		給料月額 × 在職月数 × 23.5/100	8,888,640円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

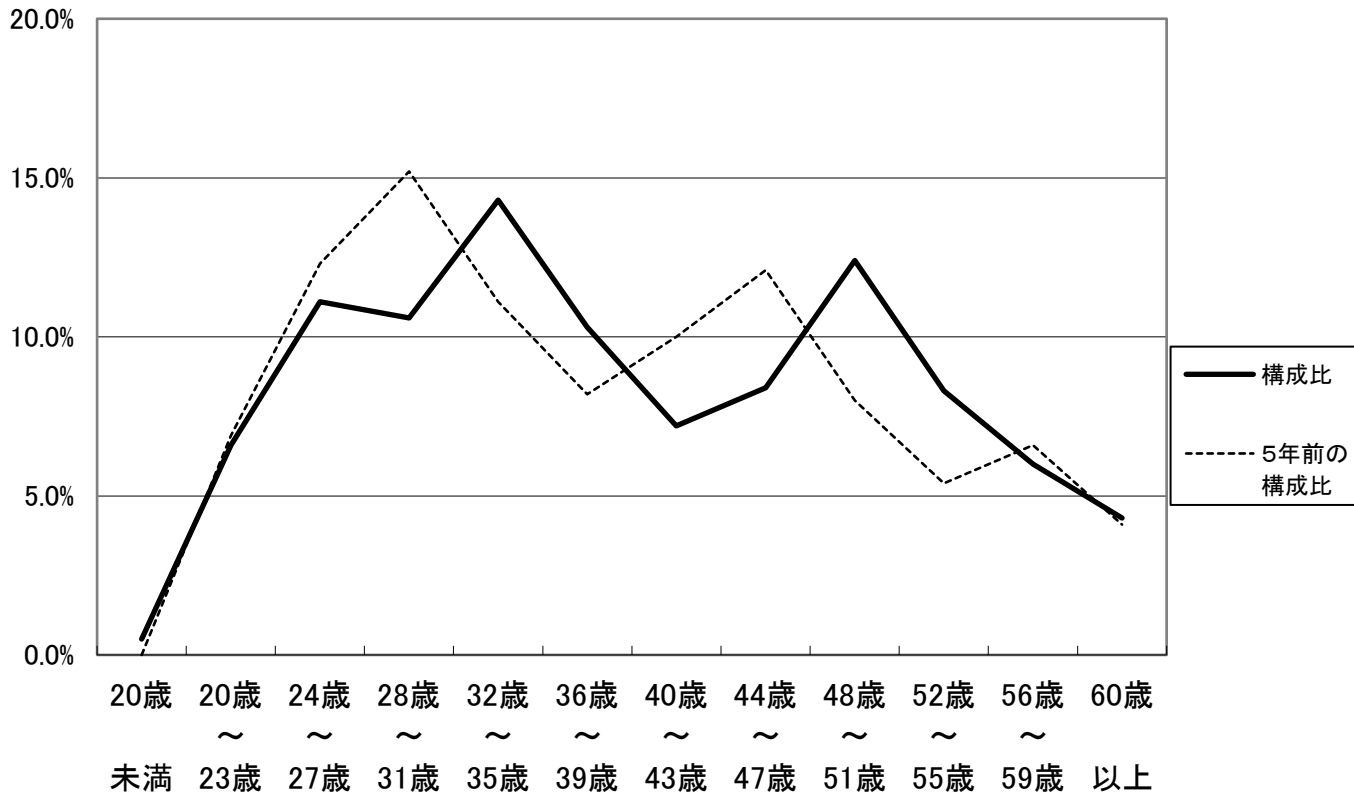
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由		
	令和5年	令和4年				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	6	0	保育士職員の増員に伴う増 労務職員の退職に伴う減
		総務企画	118	115	3	
		税 務	32	32	0	
		民 生	195	182 (1)	13 (▲1)	
		衛 生	46 (1)	50 (3)	▲4 (▲2)	
		労 働	1	2	▲1	
		農林水産	5	5	0	
		商 工	7	6	1	
	土 木	43	42	1		
		小 計	453 (1)	440 (4)	13 (▲3)	<参考> 人口10,000人当たり職員数 53.94人 類似団体の人口10,000人当たり職員数 51.55人
政特別部門	教 育	48	52 (2)	▲4 (▲2)		
	消 防	96	93	3		
	小 計	144	145 (2)	▲1 (▲2)		
	小 計	597 (1)	585 (6)	12 (▲5)	<参考> 人口10,000人当たり職員数 71.08人 類似団体の人口10,000人当たり職員数 65.15人	
公営企業等 会計部門	水 道	15	13	2		
	下 水 道	17	16	1		
	国 保	10	11	▲1		
	そ の 他	12	13	▲1		
	小 計	54	53	1		
合 計	651 (1) [659]	638 (6) [657]	13 (▲5) [2]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 77.51人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。
- 2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。
- 3 []は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3	43	72	69	93	67	47	55	81	54	39	28	651

(3) 職員数の推移（公営企業職員含む）

(単位：人・%)

部門別	年度	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		419	425	430	439	440	453	34 (108.1%)
特別行政		137	138	143	145	145	144	7 (105.1%)
公営企業等会計計		55	55	54	52	53	54	▲ 1 (98.2%)
総合計		611	618	627	636	638	651	40 (106.5%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
 2 職員数は一般職に属する職員数です。

7 公営企業職員の状況（水道事業）

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質 収支	職員給与費	総費用に占める職員給 与費比率	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
4年度	千円 1,232,161	千円 254,543	千円 56,996	% 4.6	% 4.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費17,135千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
4年度	人 13	千円 47,742	千円 8,713	千円 18,245	千円 74,700	千円 5,746

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(参考) 市町村平均 1人当たりの給与費
千円 6,018

イ 特記事項

なし。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
尾張旭市(水道事業)	47.9歳	331,718円	412,152円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

尾張旭市（水道事業）		尾張旭市一般行政職	
1人当たり平均支給額（4年度） 1,403 千円		1人当たり平均支給額（4年度） 1,523 千円	
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分		(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和5年4月1日現在）

尾張旭市（水道事業）			尾張旭市一般行政職
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	同じ
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	3,189千円	19,863千円	

（注）1人当たり平均支給額は、尾張旭市の退職手当事務を処理している愛知県市町村職員退職手当組合における前年度の退職者の平均支給額です。

③ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	3,057千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	235,165円
支給率	支給対象職員数
6%	13人
	一般行政職の制度（支給率）
	6%

④ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	1,540千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	118千円
支給実績（3年度決算）	1,062千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	82千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑤ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、課長補佐相当職以上にある職員 …49,600円～91,200円	同じ	—	1,420千円	710千円
扶養手当	配偶者…6,500円 子…10,000円 父母等…6,500円 扶養親族で16～22歳の子及び孫 …上記の額に5,000円を加算	同じ	—	1,790千円	256千円
住居手当	借家…28,000円 （最高支給限度額）	同じ	—	336千円	336千円
手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額…55,000円 交通用具（自動車等）利用者 住居から勤務場所まで経路距離に応じて支給 …2,000円～31,600円	同じ	—	570千円	52千円